

21 琴情答申第 1 号  
平成22年 1月 6日

琴平町長  
山下正臣 様

琴平町情報公開審査会  
会長 都築 静雄

## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当委員会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問 1

実施機関 琴平町総務課

諮問日 平成21年10月26日（21 琴総発第160号）

事件名 不正借入事件に関する告訴状又は告発状に関する一切の文書等の非公開決定に関する件

### 諮問 2

実施機関 琴平町総務課

諮問日 平成21年11月2日（21 琴総発第165号）

事件名 有印公文書偽造に係る告訴状に関する一切の「起案文書」の全部の非公開決定に関する件

### 第 1 審査会の結論

琴平町総務課が、「不正借入事件に関する告訴状又は告発状に関する一切の文書等」を非公開決定（以下「本件処分Ⅰ」という。）及び、「有印公文書偽造に係る告訴状に関する一切の「起案文書」の全部」を非公開決定（以下「本件処分Ⅱ」という。）とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成21年8月28日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求Ⅰ」という。）を、平成21年10月7日付けで「本年8月に提出した有印公文書偽造に係る告訴状に関する一切の「起案文書」の全部」の公開請求（以下「本件請求Ⅱ」という。）をそれぞれ行った。

- ① J A香川県からの不正借入事件に関する告訴状又は告発状の控え又は写し
- ② 上記1の告訴状又は告発状に関する一切の起案文書の全部
- ③ 上記1の告訴状又は告発状に添付した証拠の控え又は写し
- ④ 上記1の告訴状又は告発状に関して作成し又は取得した一切の文書その他の資料

### 2 実施機関の決定

実施機関は本件請求Ⅰに対し、平成21年9月10日付で本件処分Ⅰを行いました、本件請求Ⅱに対し、平成21年10月15日付で本件処分Ⅱを異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は本件処分Ⅰを不服として、平成21年10月7日付に、また本件処分Ⅱを不服として平成21年10月26日付で行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 平成21年10月7日付及び平成21年10月26日付の異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分Ⅰ及びⅡを取消すとの決定を求める。」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分Ⅰ及びⅡの異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分Ⅰ及びⅡは、条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分Ⅰ及びⅡを取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」記載の公開しない理由は、条例に規定する非公開事由に該当

しない。決定通知書では、刑事訴訟法第53条の2を非公開事由にあげているが誤りである。刑事訴訟法の規定は、「訴訟に関する書類及び押収物」については「情報公開法」の規定を適用しない旨を規定したものに過ぎず、条例とは無関係である。更に、本件請求対象の「起案文書」は、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」にも該当しないことは明白である。本件処分Ⅰ及びⅡは公務員の職権を濫用した違法な行政処分である。

- (3) 本件「決定通知書」記載の公開しない理由は、適法に処分理由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

##### 1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件請求Ⅰ及びⅡの対象となる行政文書は、ともに刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第7条第1号に該当すると判断されるため、本件処分Ⅰ及びⅡを行ったというものである。

- (1) 刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件において作成又は取得された書類であると解されている。

よって、本件請求Ⅰ及びⅡ対象の行政文書は、被告事件において作成された書類であり、異議申立人が主張する起案文書においても告訴状の内容、個人氏名が記載されており、告訴状と同様の取扱とした。

- (2) 刑事訴訟法第53条の2において「訴訟に関する書類」を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。）の適用除外とした趣旨は、

ア 刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること

イ 刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること

ウ これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること

以上のことから、情報公開法の適用除外としたものである。

また、条例第7条第1号は、法令等の規定による非公開情報の要件について定めたものであり、それぞれの法令の規定との合理的な整合性を考慮し、判断しなければならない。

よって、刑事訴訟法第53条の2において、情報公開法を適用除外とした理由から、条例との合理的な整合性を考慮した結果、条例第7条第1号に該当し、本件処分Ⅰ及びⅡとした。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件行政文書の内容

本件請求Ⅰの行政文書は、平成21年4月に発覚した香川県農業協同組合からの不正借入事件に関するもので、町が、平成21年8月21日に高松地方検察庁に有印公文書偽造の罪で告訴状を提出したものである。

該当する行政文書は、次のとおりである。

- (1) 「告訴状」の控え
- (2) 「告訴状の申告について」（平成21年8月11日付けで決裁済みとなった起案文書）、「告訴委任について」（平成21年8月14日付けで決裁済みとなった起案文書）
- (3) 告訴状作成のために作成した資料等

また、本件請求Ⅱに該当する行政文書は上記(1)、(2)である。

### 2 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号において、「法令若しくは他の条例の規定に定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関若しくは他の地方公共団体の指示により、公にすることができないと認められる情報」は非公開情報とされ、刑事訴訟法第53条の2では、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は、適用しない。」と定められている。

- (1) 本件行政文書が、刑事訴訟法第53条の2「訴訟に関する書類」に該当するか検討する。「訴訟に関する書類」は、被疑事件や被告事件に関して作成され、又は取得された書類をいい、裁判官又は裁判所の保管する書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士等の保管している書類も含むと解されている。この解釈から判断すれば、本件行政文書は刑事訴訟法第239条の規定に基づき、告発する際に実施機関により作成された行政文書であり、起案文書においても、告訴状の内容、個人氏名が記載されているものであることから、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

(2) 異議申立人は、「訴訟に関する書類及び押収物」については「情報公開法」の規定を適用しない旨を規定したもので条例とは無関係であると主張するが、情報公開法第26条には、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされ、地方公共団体の条例についても情報公開法にのっとり策定されていること、また、刑事訴訟法第53条の2において情報公開法が適用除外とされた趣旨(第4-1-(2)記載)と条例との合理的な整合性を考慮すると条例第7条第1号に該当するものと判断する。

3 不正借入事件に関する情報公開について

不正借入事件に関する情報については、町、町民にとって公共性、関心の高いものであり、町民の知る権利も認めなければならないものである。

町としては、町行政に対する町民の不信感が高まらないよう、不正借入事件についての説明責任を十分に果たすとともに、事件を早期に解明・解決されるよう願う。

4 第3の2異議申立ての理由のうち、(3)について

条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成21年10月26日 | 諮問(21琴総発第160号)の受理 |
|   | 同年11月2日     | 諮問(21琴総発第165号)の受理 |
| ② | 同年11月27日    | 審議                |